

記載漏れ・添付書類不足の 届出書類の取り扱いについて

窓口における雇用保険手続きの届出処理

◇添付書類の不足、記載漏れ等のある申請

- ・雇用保険関係手続きの迅速な処理のため、**未記入の届出・添付資料の不足**があった場合、記入後(※1)の提出等を求める場合がございます。

※この際再度番号札をお取りいただき、お待ちいただくこととなります。

(※1) 記入台に記入例を設けておりますので、ご利用ください。

◇資格取得届は、可能な限り4月下旬以降での提出を

- ・資格取得届の提出は、可能な限り(※2)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。

[例 : 4月1日に採用した従業員の届出は、4月**下旬以降**。]

(※2) 雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内をお願いします。

* 事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。